様式第21号（第19条関係）

許可取消業務停止命令

え市指令第　　　　号

　　　　年　　月　　日

一般廃棄物処理業　　　　　　書

　　　　　　　　　様

えびの市長　　　　　　　　印

　　　　　　年　　月　　日付けえ市指令第　　　号で許可した一般廃棄物処理業について、下記のとおり決定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許可業者住所及び許可業者名 |  |
| 処理業の区分 |  |
| 決定内容及び期間 | 許可取消　　　　　年　　月　　日から | 業務停止命令　　　　　年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |
| 決定の理由 |  |
| 教示　　１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、えびの市長に審査請求をすることができます。なお、この処分のあった日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。　　２　この処分に不服がある場合は、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、えびの市を被告として（訴訟においてえびの市を代表する者は、えびの市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 |